

令和7年1月の型式試験実施状況

1 概況

遊技機区分	受理件数	結果書交付	適合	不適合	みなし不適合
ぱちんこ	44	51	14	37	0
回胴式	48	47	7	40	0

2 不適合事例

(1) ぱちんこ遊技機

審査区分	不適合事項	理由
設計書等審査	別表第三 (3)ヌ	主基板のロムのデータ領域に「00h」以外の未使用のデータが存在していた。
	別表第四 (1)イ(ニ)	普通電動役物が開放すると、入賞口等へ遊技球を進めることが不可能となる性能を有していた。
	別表第四 (1)へ(カ)	過去の変動パターン群を参照し、変動パターンを決定することから、図柄の組合せが表示されるまでの時間があらかじめ定められていなかった。
	別表第四 (1)リ(イ)	遊技状態が変動することを容認されていない契機に変動パターン群が変化していた。
	別表第四 (1)リ(ト)	入賞口が遊技の状態によって無効又は有効となる性能を有していた。
遊技機の試験	別表第三 (3)ヌ	主基板のロムのデータ領域に「00h」以外の未使用のデータが存在していた。
	別表第四 (1)イ(ニ)	普通電動役物が開放すると、入賞口等へ遊技球を進めることが不可能となる性能を有していた。
	別表第四 (1)ロ(ハ)	試射試験の結果、1時間出玉率が規則で定める値を超えた。
		試射試験の結果、1時間出玉率が規則で定める値に満たなかった。
	別表第四 (1)ロ(ニ)	試射試験の結果、4時間出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第四 (1)ロ(ホ)	試射試験の結果、10時間出玉率が規則で定める値を超えた。
		試射試験の結果、10時間出玉率が規則で定める値に満たなかった。
	別表第四 (1)ロ(ヘ)	試射試験の結果、役物比率が規則で定める値を超えた。
		試射試験の結果、連続役物比率が規則で定める値を超えた。
	別表第四 (1)へ(ヘ)	大入賞口が、おおむね10個を超えて入賞する性能を有していた。
	別表第四 (1)へ(カ)	過去の変動パターン群を参照し、変動パターンを決定することから、図柄の組合せが表示されるまでの時間があらかじめ定められていなかった。
	別表第四 (1)ト(ホ)	試射試験の結果、大入賞口内の特定の領域を通過した割合が規則で定める値を超えた。
		遊技状態が変動することを容認されていない契機に変動パターン群が変化していた。
別表第四 (1)リ(イ)	普通電動役物作動時に開放が生じる入賞口への遊技球の入賞が著しく容易となった。	
別表第四 (1)リ(ロ)	普通電動役物作動時に開放が生じる入賞口への遊技球の入賞が著しく容易となった。	
別表第四 (1)リ(ト)	入賞口が遊技の状態によって無効又は有効となる性能を有していた。	

(2) 回胴式遊技機

審査区分	不適合事項	理由
遊技機の試験	別表第五 (1) 口 (ホ)	試射試験の結果、400回出玉率が規則で定める値を超えた。
		試射試験の結果、400回出玉率が規則で定める値に満たなかった。
	別表第五 (1) 口 (ヘ)	シミュレーション試験の結果、400回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第五 (1) 口 (ト)	試射試験の結果、1,600回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第五 (1) 口 (チ)	シミュレーション試験の結果、1,600回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第五 (1) 口 (リ)	試射試験の結果、6,000回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第五 (1) 口 (ヌ)	シミュレーション試験の結果、6,000回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第五 (1) 口 (ル)	試射試験の結果、17,500回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第五 (1) 口 (ヲ)	シミュレーション試験の結果、17,500回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第五 (1) 口 (カ)	シミュレーション試験の結果、役物比率が規則で定める値を超えた。
		シミュレーション試験の結果、連続役物比率が規則で定める値を超えた。

